

(趣旨)

第1条 この規程は、日本文理大学（以下「本学」という。）の名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義の種類)

第2条 本学の名義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校法人文理学園日本文理大学
- (2) 日本文理大学
- (3) Nippon Bunri University（大文字、小文字の別を問わない。）

(名義の区分)

第3条 本学が定める名義の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 後援 団体等が開催の主体となる事業に対して、本学がその趣旨に賛同し、間接的に支援する場合
- (2) 共催 団体等が開催の主体となる事業に対して、本学が共同して実施する場合
- (3) 協賛 その他これに類する名義、特に団体等から名義を使用したい旨の要望がある場合

(許可の基準)

第4条 申請事業の主催者（以下「申請者」という。）は、次の各号すべてに該当する場合に限り、学長に申請し、その許可を受けて本学の名義を使用することができる。

- (1) 本学の建学の精神に反しない活動であるもの
- (2) 公共性を有し、学術・教育・研究活動及び地域の発展に寄与すると認めるもの
- (3) 主たる開催の目的を営利目的としないもの
- (4) 特定の政党、宗教、政治的団体及びこれに準ずる団体の活動でないもの
- (5) 主催する団体等が、当該事業を遂行できる能力があると認められ、事業の参加者に対して過度の負担を負わせないもの
- (6) 本学の教育研究活動に支障をきたさないもの
- (7) 公衆衛生及び災害防止について十分な対策が講じられているもの

(申請時に必要な書類等)

第5条 申請者は、名義使用許可申請書（別紙様式1）に、必要に応じ次の各号に掲げる書類等を添えて、原則として当該事業開催予定日の1ヶ月前までに学長に申請しなければならない。

- (1) 定款、会則、沿革、役員名簿等、申請者の概要が分かる書類
- (2) 事業実施に関する書類（事業に係る収支予算案や経費の負担区分を含む）
- (3) その他学長が必要と認める書類

(使用の許可)

第6条 学長は、申請があった場合は、第4条の規定に基づき内容を審査し、許可の基準を満たす申請者に対し、名義使用許可書（別紙様式2）により名義の使用を許可するものとする。

(遵守事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名義使用は当該事業に対してのみ許可するものであり、他の目的に使用しないこと。
- (2) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに学長に届け出ること。
- (3) 許可を受諾後の事業の実施にあたり、ポスター、チラシ、パンフレットその他印刷物を作成した場合、本学へ一部提出すること。

(名義の使用に関する免責事項)

第8条 本学は、申請者に対して、原則として申請事業にかかる物的又は人的な支援は行わないものとする。

2 本学は、申請者及び第三者に対して、申請事業に係る損害賠償その他いかなる責も負わない。

(許可の取消)

第9条 学長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、本学の名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条に掲げる事項に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 事業において、本学の信用を傷つける行為を行ったことが判明したとき。

(所管)

第10条 名義の使用に関する事務は、大学総務・経理担当が所管する。ただし過去に名義の使用許可を受けた実績のある事業については、当該事業に係る部署において行うことができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和4年2月22日から施行する。

名義使用許可申請書

日本文理大学 学長 殿

住所 _____

主催者等名称 _____

代表者・職名 _____ 印

下記のとおり、名義使用許可を申請いたします。

なお、使用にあたっては、日本文理大学の名義の使用に関する取扱い規程を遵守いたします。

記

使用する名義	
使用区分	後援 ・ 共催 ・ 協賛
事業の名称	
事業の目的	
開催期間 (名義使用期間)	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
開催場所	
参加予定人数	人
入場料等の有無	無料 ・ 有料 (金額 円)
事業の計画・内容	
他の共催・協賛・ 後援団体等 (予定含)	
担当者の氏名及び 連絡先	(TEL: _____)

※事業実施に関する書類 (実施要綱、募集要項、チラシ、プログラム等) を併せてご提出下さい。

必要に応じ、定款、会則、沿革、役員名簿等、申請者の概要が分かる書類または事業に係る収支予算案等の書類の提出を求める場合があります。

名義使用許可書

殿

日本文理大学
学長

印

年 月 日付で申請のありました事業にかかる本学の名義使用について、下記のとおり許可致します。

記

使用する名義	
名義の使用区分	
事業の名称	
名義の使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
備考	

※名義使用が許可された場合でも、日本文理大学の名義の使用に関する取扱い規程に定める事項に違反した場合は名義使用を取り消すことがあります。